

制 度 名	公立学校施設災害復旧費国庫負担制度 公立諸学校建物其他災害復旧費負担（補助）金	主管課名	財務課 助成 G		
		問合せ先	029-301-5177		
目的・趣旨	公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その一部を国が負担することにより、早急に施設等の復旧を図り、学校教育の円滑な実施を確保する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] (1)負担金事業 暴風、洪水、地震、大火その他異常な現象（自然災害）により被害を受けた公立学校施設を原形に復旧するために行う新築（改築）・改修事業。</p> <p>○新築（改築）事業：原形に復旧することが著しく困難または不適當な場合 ○改修事業：それ以外の場合</p> <p>(2)補助金事業 新築（改築）工事または大規模な補修工事完了まで長期間を要する見込みの場合で、当該期間の教室不足に対応するために建設する仮設校舎等。</p> <p>[補助要件等] (1)被害が自然災害に起因していること (2)学校及び施設区分ごとの事業費が、40万円以上（設備は30万円以上）であること ※施設区分：建物・工作物・土地・設備 (3)その他</p> <p>[対象経費] 本工事費、付帯工事費及び設備費</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額なし</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1)負担金		2/3	—	1/3	—
(2)補助金（応急仮設校舎建設等）		2/3	—	1/3	—
[2年度当初予算額（案）]（国予算） (1)負担金 498,585千円 (2)補助金 24,479千円		[2年度補助対象団体] 随時（災害により被災した市町村）			
<p>[備考] 事業採択に際しては、国（文部科学省・関東財務局）が現地調査を行う。 なお、負担金については、激甚災害に指定された場合、補助率の嵩上げ措置がある。</p>					